

## 豊山町保育園登降園等管理システム 仕様書

### 1 基本事項

#### (1) 概要

豊山町立保育園のうち、豊山保育園及び富士保育園に、保育園 I C T システム（以下「登降園等管理システム」という。）を導入する。

#### (2) 目的

保育園における業務の I C T 化を推進することにより、保護者の利便性を高め、また、保育士の業務効率化を図る。もって、より良質な保育サービスを提供することを目的とする。

#### (3) 契約期間

- ① 導入期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
- ② 運用期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

#### (4) 導入対象園

- ① 豊山保育園（定員数 2 2 0 人 12/1 現在在籍園児数 1 7 1 人）
- ② 富士保育園（定員数 1 8 0 人 12/1 現在在籍園児数 1 4 0 人）

#### (5) 業務内容

- ① システム導入業務（システム及びシステム利用に際し園側で必要となるタブレット 2 台× 2 園分の納品・初期設定支援）
  - ② システム運用保守業務
  - ③ ネットワーク機器・無線アクセスポイント端末等の設置・設定業務
- ※ 各園には C A T V 回線によるインターネット環境とノート P C 1 台あり。Wi-Fi なし。

#### (6) 留意事項

- ① 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- ② 受託者は、本町が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- ③ システムの運用開始日から起算して 1 年以内に、導入されたシステムに本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。
- ④ 受託者は、本契約が終了した時には、サーバー内に保存されている本町に係るデータを完全に消去すること。
- ⑤ 受託者は、本町の情報セキュリティに関する規定を遵守すること
- ⑥ 受託者は、本町の個人情報保護条例の趣旨を理解し、個人情報保護に努めること。
- ⑦ 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するも

のとする。

## 2 システム内容

### ① 概要

- ア 保育園を運営する他の地方公共団体において、導入・運用実績があるシステムであること。
- イ 現在までに5施設以上での導入・運用実績があるシステムであること。
- ウ 当システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションを提供すること。
- エ 定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図るASPサービスの形態で提供すること。
- オ 他システムとのAPI連携実績があること。
- カ 個人情報 は運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。

### ② 機器類

- ア システム接続用の機器は、PCおよびタブレット端末の利用を想定すること。  
調達予定の機器は以下のとおりとする。
  - ・ タブレットPC（デタッチャブル式。運用面において支障のない高規格な仕様の機種とする。提案書に機種名・メモリ等仕様を掲載すること）2台×2園
- イ 登降園打刻用のICカードリーダー・QRコードリーダーが必要な場合は、必要数納品すること。
- ウ 各機器からシステムを利用するに当たっては、特定のソフトウェアを利用せず、Webブラウザ（Google Chrome等）による利用とすること。

### ③ ネットワーク

- ア 保育園及び福祉課で利用する機能は、インターネットを經由して利用できること。
- イ 保護者向けスマートフォンアプリケーションは、インターネットを經由して利用できること。
- ウ インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。
- エ システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント端末等の設置・設定業務を含む。ただし、各園既設のCATV回線によるインターネット環境（Wi-Fi設備は無い）を利用する。

### ④ 機能要件

- 別紙「機能要件」の機能を提供できること。

#### ⑤ その他

- ア ユーザID及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限（閲覧権限／更新権限）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
- イ 特定の権限を有する福祉課専用の特権アカウントを利用し、園をまたいだ統合的な管理ができること。
- ウ 導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。
- エ ASPサービスとして一般的に行われるシステム機能の強化（追加・修正等）については、追加の費用なく提供すること。
- オ 公的機関から認証を受けたセキュリティマネジメントシステムに基づく管理がなされていること。

### 3 システム導入

#### ① セットアップ・導入フォロー

- ア 運用を開始するに当たり、町で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
- イ 契約後、1週間以内にシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、当町の承諾を得ること。
- ウ 導入担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、当町の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している園へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。
- エ 導入担当者は、地方公共団体への保育ICTシステム導入プロジェクト担当経験を有すること。

#### ② 操作マニュアル

- ア 運用開始前までに操作マニュアルを作成し、提出すること。
- イ 操作マニュアルは、電子データ一式を提供すること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。
- ウ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、分かりやすく説明すること。
- エ 機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、提供すること。

### 4 運用保守

#### ① 運用時間

通年24時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に連絡すること。

#### ② ヘルプデスク

- ア 保育園及び福祉課からの問合せに対応する事業者向けヘルプデスクを設置すること。
- イ 事業者向けヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問合せを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等による問合せにも対応すること。
- ウ 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日9：00～17：00の時間帯で受付すること。
- エ 電子メール等による問い合わせは、24時間受付すること。
- オ 保護者からの問合せに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。
- カ 保護者向けヘルプデスクは電子メール等による問合せを可能とし、24時間受付とすること。

### ③ セキュリティ対策

- ア 受託者は、サイバー攻撃、改ざん防止対策、セキュリティホール対策を適切に講じなければならない。
- イ コンピュータウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するための対策等により、適切に業務を行うこと。
- ウ SSL/TLSにより暗号化を施した上で通信すること。
- エ 保育園及び福祉課が使用するIPアドレスによるシステムへのアクセス制御を行うことができること。
- オ 情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行うCSIRTを設置すること。

### ④ 障害対応

- ア 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- イ 障害が発生した場合には速やかに本町に報告し、早期復旧を図ること。
- ウ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを1日複数回保存し世代管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

### ⑤ システム保守

- ア システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を定期的に行うこと。
- イ クライアントOSやWebブラウザのバージョンアップに随時対応すること。
- ウ 国の関係法令等に従いシステムのメンテナンスを行うこと。
- エ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

### ⑥ アクセス監視

- アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本町に

報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。